

狭山市料金徴収業務等業務プロポーザル実施要綱

1. 業務名

狭山市料金徴収業務等業務

2. 業務の目的

狭山市料金徴収業務等業務にあたり、業務の効率的な運営及び使用者のサービス向上等を図ることを目的とする。

3. 業務の概要

- (1) 業務場所 狭山市内全域及び発注者の定めた区域
- (2) 業務内容 別紙「狭山市料金徴収業務等業務要求仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約の締結の日から令和14年3月31日まで

4. 予算限度額（見積限度額） 902,550,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5. 契約方法

本業務の契約手続は、高度な技術や専門的な知識、経験等を有する者から、企画提案の提出を求め、プレゼンテーション（質疑応答を含む。）により内容を評価し、本市にとって最も有利な提案をした者を優先交渉権者として決定する公募型プロポーザル方式により実施する。

また、優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約の手続を行い、契約を締結する。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (3) 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (4) 本件の公告の日から契約の締結の日までの期間に、狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件の公告の日から契約の締結の日までの期間に、狭山市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び狭山市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納が無いこと。併せて、狭山市の市税の納税義務を有する者にあつては、市税の滞納が無いこと。
- (8) 本プロポーザルの公告日において、令和7・8年度狭山市競争入札参加資格者名簿に登

載されている者で、水道検針料金収納等業務について対応する種目が登録されている事業者であり、かつ、本店又は支店の登録所在地が埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県内にあること。

- (9) 令和4年度以降において、埼玉県内又は埼玉県に隣接する都県内で給水人口10万人以上の水道事業者から2年以上の期間にわたり、受付業務、検針業務、料金徴収業務、電算処理業務の受託実績を有する者であること。
- (10) 水道法（昭和32年法律第177号）第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者を配置できる者であること。
- (11) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得している者であること。

7. 参加申込の手続等

(1) 担当部署（事務局）

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市役所 上下水道部 経営課 総務担当
電話番号 04-2968-6264(直通) メールアドレス keiei@city.sayama.saitama.jp

(2) スケジュール

| | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 実施要綱等公告 | 令和8年6月 1日 |
| 質問書の受付期間 | 公告の日から 令和8年6月 8日 16:30まで |
| 質問に対する回答 | 令和8年6月12日 9:00から |
| 参加申込書の受付期間 | 令和8年6月 1日 9:00から 令和8年6月19日 16:30まで |
| 参加資格確認結果通知書の送付 | 令和8年6月26日 |
| 企画提案書等の受付期間 | 令和8年6月29日 9:00から 令和8年7月17日 16:30まで |
| プレゼンテーション | 令和8年8月上旬（予定） |
| 評価結果・選定結果通知書の送付 | 令和8年8月中旬（予定） |

(3) 実施要綱、仕様等に関する質問書の受付及び回答

- ① 受付期間 公告の日から令和8年6月 8日（月）16時30分まで
- ② 提出先 (1)の担当部署に同じ
- ③ 提出方法 別紙「質問書」を(1)の担当部署に電子メールで送付する。
- ④ 回答方法 令和8年6月12日（金）から、市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加申込書の受付

- ① 受付期間 令和8年6月 1日（月） 9時00分から
令和8年6月19日（金）16時30分まで
- ② 提出先 (1)の担当部署に同じ
- ③ 提出方法 持参又は郵送
・持参の場合は受付期間のうち市役所開庁日の9時00分から16時30分までに提出

すること。

・郵送の場合は6月19日16時30分必着とし、受付日時及び配達されたことが証明できる方法により行うこと。

④ 提出書類 別紙「参加申込書類一覧」のとおり

8. プロポーザル参加資格の確認・参加資格確認結果通知書の送付

- (1) 参加申込書及び確認書類により参加資格要件を満たしていることの確認を行い、参加申込書提出者全員に、参加資格確認結果通知書を送付する。
- (2) 参加資格確認結果通知書により、参加資格要件を満たしているとされた事業者は、指定の期限までに企画提案書を提出するものとする。
- (3) 参加資格確認結果通知書により参加資格要件を満たさないとされた申込者は、(1)の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対してその理由について説明を求めることができる。

また、説明(回答)は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して7日以内に書面によって行う。

- (4) 参加申込書を提出した者が1者であっても、以降の手續を実施する。

9. 企画提案書の作成・提出

- (1) 受付期間 令和8年6月29日(月)9時から 7月17日(金)16時30分まで
- (2) 提出先 7(1)の担当部署に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類 別紙「企画提案書関係 提出書類一覧表」のとおり。
 - ア) 部数：正本1部、副本10部、電子媒体(CD-R)1枚
※電子媒体に格納するファイル形式についてはPDFとする。
 - イ) 規格等：提案書本文は、横置きA4判横書き、両面刷りで作成し、表紙及び目次を除く各ページにページ番号を付記すること。
 - ウ) ページ数：150ページまでとする。表紙及び目次は枚数に含めないこと。
 - エ) その他：文字の書体は任意とし、本文の文字サイズは11ポイント以上とする(図表等は対象外)。
- (5) 注意事項
 - ア) 企画提案書は、実施要綱、仕様書、その他の参考資料、質問回答書及び別紙「狭山市料金徴収業務等業務プロポーザル評価基準」を踏まえた項目、構成として作成すること。
 - イ) プレゼンテーションは、企画提案書を基に説明し、企画提案書に記載のない内容の追加は認めない。このため、企画提案書には、企画提案内容を漏れなく記載すること。
 - ウ) 企画提案書には、真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。
 - エ) 企画提案書には、企業名やロゴなどの提案者が特定できるような情報は記載しないこと。

わ) 企画提案書の副本及び電子媒体に格納したデータの右上に「参加資格確認結果通知書」で通知した 参加者番号 000 を記載すること。

10. 企画提案書の開示に係る意向申出書

企画提案書及び提出された関係資料は、公文書の開示請求があった場合には、原則として開示することとなる。ただし、企画提案者の技術力やノウハウ等、開示することにより企画提案者の正当な利益を害する情報は、不開示又は一部不開示とする場合もあるため、本市が、当該情報の有無の判断をするための参考資料として、企画提案書の開示に係る意向申出書(様式7)を提出するものとする。なお、本申出書は提案書の内容を不開示とすることを確約するものではなく、狭山市情報公開条例(平成13年条例第17号)に基づき、公開が妥当と判断される部分については開示する場合がある。

11. プレゼンテーション・評価方法等

(1) プレゼンテーションの実施

- ① 企画提案書等について、プレゼンテーションを実施し、本プロポーザル方式の実施に係る評価委員会による評価を行う。
- ② プレゼンテーションの日時、場所、会場設備等は、参加者に別途通知する。また、公平性を確保するために非公開とする。
- ③ プレゼンテーションに出席する1事業者あたりの人数は、5人以内とする。
- ④ プレゼンテーションは30分以内とし、その後、20分以内の質疑応答を実施する。
- ⑤ プレゼンテーションは、企画提案書を基に説明すること。ただし、企画提案書に記載のない事項についても、可能な範囲でヒアリングに応じること。
- ⑥ 企画提案書を提出した者が1者であっても、以降の手続を実施する。

(2) 評価基準・評価項目

別紙「狭山市料金徴収業務等業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 優先交渉権者の選定方法

別紙「狭山市料金徴収業務等業務プロポーザル評価基準」のとおり

(4) 選定結果の通知

- ① プレゼンテーションに出席した事業者全者に選定結果通知書を送付する。
- ② 優先交渉権者とならなかった事業者は、①の通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
また、説明(回答)は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して7日以内に書面によって行う。

12. 契約手続

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約の締結

優先交渉権者と仕様等について協議を行い、協議により仕様書が確定した場合は、随意契約の手続により、優先交渉権者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であった場合に契約

を締結する。

優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が失格要件に該当すると認められた場合には、11（3）における次順位の事業者と契約に向けた協議を行う。

13. プロポーザル方式による契約結果の公表

プロポーザル方式による契約結果に係る事項については、契約の締結後に市公式ホームページに掲載する。

14. 失格要件

次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要綱に定められた方法によらず、提出書類が提出されたとき。
- (2) 提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 本プロポーザル手続において、不正行為が認められたとき。
- (4) 本要綱に示す予算限度額（見積限度額）を超える価格提案書を提出したとき。
- (5) その他、本要綱の定めや本市の指示に従わないなど、契約の相手方としてふさわしくない行為が認められたとき。

15. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降の参加申込みは受け付けない。
- (2) 事業者は、複数の参加申込書及び企画提案書等の提出はできない。
- (3) 参加資格確認結果通知書送付後に辞退する場合は、書面（様式は問わない）により届け出ること。ただし、これに関わらず、企画提案書等の提出期限までに、企画提案書等が提出されなかった場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 企画提案書及び価格提案書の差替え及び訂正はできない。ただし、担当部署から指示があった場合は除く。
- (5) 参加申込書、企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、事業者の負担とする。
- (6) 提出された提案書類等の取扱い
 - ① 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、狭山市情報公開条例に基づき取り扱う。
 - ② 企画提案書等は、評価等の手続に必要な範囲において複製を行うことがある。
 - ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
 - ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- (7) 参加申込書の提出をもって、参加申込者は、本実施要綱の記載内容に同意したものとみなす。
- (8) 電子メールにより通知等を送付する場合の送付先は参加申込書に記載されたメールアドレス

レスとする。

- (9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。